

第15号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例(平成12年中間市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「26人以内」を「48人以内」に改める。

第3条第1項中「平成21年度」を「平成24年度」に、「平成23年度」を「平成26年度」に改め、同項第1号及び第2号中「24,620円」を「28,780円」に改め、同項第3号中「36,930円」を「43,180円」に改め、同項第4号中「49,240円」を「57,570円」に改め、同項第5号から第7号までを次のように改める。

(5) 次のいずれかに該当する者 71,970円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

イ 要保護者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第2条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第7号イ又は第8号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 86,360円

ア 合計所得金額が4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第8号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 100,750円

ア 合計所得金額が6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

第3条第1項に次の2号を加える。

(8) 次のいずれかに該当する者 106,510円

ア 合計所得金額が8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 112,270円

第3条第2項及び第3項を削る。

第5条第3項中「第38条第1項第1号イ」を「第39条第1項第1号イ」に、「第38条第1項第1号から」を「第39条第1項第1号から」に改める。

第12条第1項に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が定める要件に該当するもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第2条 令附則第16条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第3条第1項第3号の規定にかかわらず37,420円とする。

2 令附則第17条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第3条第1項第4号の規定にかかわらず51,810円とする。

中間市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 介護認定審査会(第2条)</p> <p>第3章 保険料(第3条―第13条)</p> <p>第4章 罰則(第14条―第18条)</p> <p>第5章 介護保険運営協議会等(第19条―第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 介護認定審査会 (介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 中間市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>48人以内</u>とする。</p> <p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成24年度から平成26年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>28,780円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>28,780円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>43,180円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>57,570円</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条)</p> <p>第2章 介護認定審査会(第2条)</p> <p>第3章 保険料(第3条―第13条)</p> <p>第4章 罰則(第14条―第18条)</p> <p>第5章 介護保険運営協議会等(第19条―第22条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p>第2章 介護認定審査会 (介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第2条 中間市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>26人以内</u>とする。</p> <p>第3章 保険料 (保険料率)</p> <p>第3条 <u>平成21年度から平成23年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>24,620円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>24,620円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>36,930円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>49,240円</u></p>

(5) 次のいずれかに該当する者 71,970 円

ア 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が 1,900,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの。

イ 要保護者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(生活保護法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 7 号イ又は第 8 号イに該当する者を除く。)

(6) 次のいずれかに該当する者 86,360 円

ア 合計所得金額が 4,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 8 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 100,750 円

ア 合計所得金額が 6,000,000 円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 106,510 円

ア 合計所得金額が 8,000,000 円未満である者であり、かつ、前

(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 61,560 円

(6) 令第 39 条第 1 項第 6 号に掲げる者 73,870 円

(7) 令第 39 条第 1 項第 7 号に掲げる者 86,180 円

(新設)

各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(9) 前各号のいずれにも該当しない者 112,270 円

(削る)

(削る)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

(1)～(4) (略)

(新設)

2 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第5号イの市の定める額は、200万円とする。

3 平成21年度から平成23年度までの令第39条第1項第6号イの市の定める額は、400万円とする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第5条 (略)

2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第38条第1項第1号から第5号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

4 (略)

(保険料の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

(1)～(4) (略)

<p>(5) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が定める要件に該当するもの</u> 2・3 (略)</p>	<p>(新設) 2・3 (略)</p>
---	-------------------------